

堺市立八下中学校 いじめ防止基本方針

1.いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1)いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2)いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3)いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4)子ども・保護者との信頼関係づくり、地域や関係諸機関との連携協力を努める。

2.未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、全教職員がいじめ防止のために最大限の努力をする。

- (1)子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら行動できる集団づくりに努める。
- (2)道徳をはじめ、教育活動全般をとおして、子ども一人ひとりの規範意識を高める。
- (3)一人ひとりを大切に授業づくりを行い、すべての子どもたちがわかる授業が実践できるように日々の授業の改善・工夫を図る。
- (4)教職員一人ひとりの人権意識を高め、教職員の言動でいじめを誘発・助長したり、黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (5)常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に検証して、改善充実を図る。
- (6)子ども理解、発達課題等の障がいなどに関して教職員間の共通理解を深めるとともに研修の充実を図る。
- (7)教育相談体制を整備し、相談窓口の周知徹底を行うなど、子どもたちが相談しやすい環境を整える。

3.早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生するので実態把握に努める。

- (1)校内巡回体制を確立し、いじめ対応チェックシートを活用するなど幅広く生徒の生活を見守る。
- (2)教育相談アンケートの実施(年3回)、また、教育相談や懇談会などを積極的に活用する。
- (3)保護者と情報を共有し、迅速に対応する。
- (4)電話相談窓口の周知などにより、いじめを訴えやすい体制を整える。

4.早期解決に向けて

いじめが生じたときには、適切な対応を行い、早期の解決をめざす。

- (1)いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2)学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3)いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (4)法を犯す行為に対しては、早期に警察・関係諸機関等に相談して協力を求める。
- (5)いじめが解決した後も、子どもへのケアを継続するとともに保護者との連絡を行う。

5.「校内いじめ対策委員会」の設置

管理職及び学年主任、生徒指導委員会の人員を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な検証を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1)いじめを発見・通報を受けた教職員は「校内いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- (2)当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3)いじめの問題等に関する指導記録を保持し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

6.重大事態への対処について

「いじめ防止対策推進法 第28条1項」に基づき、重大事態の認知後、直ちに堺市教育委員会に報告を行い、その後の対処について設置者である教育委員会の判断に応じて対応する。

・堺市教育委員会の判断により、学校が調査主体となった場合

- (1)重大事態の調査組織を設置し、設置した組織が事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (2)いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- (3)調査結果を堺市教育委員会に報告する。
- (4)調査結果をふまえた必要な措置をとる。

・堺市教育委員会が調査主体の場合

学校は市教育委員会の指示のもと、資料の提出などの調査に協力する。

7.ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、保護者に対して理解を求めるとともに、ネットいじめ防止プログラムを開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

8.いじめ防止対策における留意事項

- (1)いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2)いじめを知らせてきた生徒の安全は十分に確保すること。
- (3)いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮による指導のほか、警察・関係諸機関との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4)いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
(傍観者への対応)
- (5)いじめをはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。
(観衆への対応)